

○田布施町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成2年3月20日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、田布施町(以下「町」という。)が実施する浄化槽設置整備事業の補助金交付その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽　浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定するものであって、法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg／1(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。

(2) 専用住宅　主に居住の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物(小規模店舗等を併設した住宅及び共同住宅を含む。)をいう。

(補助対象施設)

第2条の2 補助対象となる施設は、補助対象区域において専用住宅に設置する処理対象人員10人以下の浄化槽であり、この事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生室長通知)に適合するものであること。

(補助対象区域)

第2条の3 補助対象区域は、次のとおりとする。

- (1) 町の下水道計画の認可を受けた区域外
- (2) 町の下水道計画の認可を受けた区域内で特に必要と認めるとき。
- (3) 住宅団地に設置された集中処理浄化槽区域外

(補助金の交付)

第3条 専用住宅に浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものに対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 補助事業の期間内に浄化槽を設置することができない者

- (3) 販売、賃貸等の目的で、浄化槽付住宅を建築又は改築をする者（以下「建築者」という。）。ただし、居住の目的で、当該住宅を購入した者は、建築者に代わり、補助金交付の対象者となることができる。
- (4) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (5) 市町村税を滞納している者
- (6) 道路拡幅工事その他の公共事業により、既設の単独浄化槽等が補償の対象とされた者
- (7) 専用住宅の新築又は増築により浄化槽を設置する者のうち、汚水処理施設未普及解消につながらない浄化槽を設置するもの
- (8) 既存の浄化槽を廃して新たに浄化槽を設置する者。ただし、災害に伴う更新又は改築により設置する者を除く。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の限度額の欄に掲げる額を限度とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して当該年度の2月末までに町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届書及び受理書の写し又は建築確認通知書及び屎浄化槽調書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 町税等完納証明書又はこれに代わるもの
- (6) 設置工事平面図及び配管図並びに建築床面積図
- (7) 見積書の写し
- (8) 型式適合認定書類の写し
- (9) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (10) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (11) 災害に伴う浄化槽の更新又は改築により設置する者は、罹災証明書又は被災届出証明書
- (12) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知書類）

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、当該年度の工期内までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了1箇月を経過した日（前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日から1箇月を経過した日）又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自らが行うことができるることを証する書類）

（2）浄化槽法定検査依頼書又は領収書の写し

（3）浄化槽の設置工事が適正に行われたことが明らかとなるような着工前、工事の各工程及び完成後の一連の写真

（4）浄化槽設置工事に係る領収書の写し

（5）設置検査確認表（チェックリスト）（様式第7号）

（6）完成平面図及び配管図

（7）その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第9号)による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現地確認)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽等設置工事の状況を施行の現地において確認する。

(補助対象者の責務)

第14条 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽の機能が正常に維持されるよう、適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 補助対象者は、法第7条第1項に規定する水質検査及び法第11条第1項に規定する定期検査を受検しなければならない。
- 3 公共下水道が整備され、供用開始されたときは、速やかに下水道に切り替えなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が定める。

#### 附 則

この訓令は、平成2年3月20日から施行し、平成2年度実施事業から適用する。

附 則(平成3年6月27日訓令第12—2号)

この訓令は、平成3年6月12日から施行し、平成3年度実施事業から適用する。

附 則(平成4年3月27日訓令第3号)

この訓令は、平成4年3月27日から施行し、平成3年度の補助金交付決定から適用する。

附 則(平成4年11月1日訓令第12—2号)

この訓令は、平成4年11月1日から施行し、平成5年度実施事業から適用する。

附 則（平成6年11月1日訓令第13—2号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行し、平成6年8月1日から適用する。

附 則（平成9年10月1日訓令第18号）

この訓令は、平成9年10月1日から施行し、平成9年度実施事業から適用する。

附 則（平成10年6月1日訓令第5号）

この訓令は、平成10年6月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年10月1日訓令第11号）

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日訓令第12号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日訓令第33号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第11—4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第10号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第16号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日訓令第27号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日訓令第34号）

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日訓令第22号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日訓令第47号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日訓令第17号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。